

帯広市議会新型インフルエンザ等対応指針

新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した際において、市の迅速な対応を支援するとともに、議会機能を維持し、安定的な議会運営を確保するため、対応指針を定めるもの。

1 基本的な考え方

議員は、新たな感染症に対して感染予防対策の徹底を図りながら、議員活動を行う。また、議会として市の感染症対策を側面から支援、協力する。

- (1) 帯広市新型インフルエンザ等対策本部等（以下「市対策本部等」という。）が迅速かつ円滑な対応に専念できるよう、必要な協力を行う。
- (2) 必要に応じ、北海道、管内町村、関係公共機関等と適宜情報共有を図りながら、市の取組みを支援する。

2 議会の対応

議会は、新型インフルエンザ等の発生状況等に応じ、次の区分のとおり段階的に対応を強化していくこととし、ステージの移行については議長が各ステージの基準（＜ ＞で記載した内容）のほか、流行している感染症の予防法及び治療法の確立状況並びにワクチンの接種状況等を踏まえ総合的に判断する。ただし、ステージⅣ－2以下の引き下げの判断については、基準に該当しなくなってから一定期間を経過した後とし、その期間は濃厚接触者の待機期間等を参考とする。

なお、ステージごとのタイムラインは図1のとおりとする。

ステージⅠ

海外発生期＜新規感染者発生＞

- ・ 議員及び議会事務局は、基本的な感染予防の徹底を図る。
- ・ 国の動向を注視し、情報収集を行う。
- ・ 消毒液やマスクなどを発注し備蓄しておく。

ステージⅡ

国内発生期＜新規感染者発生＞

- ・ 国や感染発生地の動向を注視し、情報収集を行う。
- ・ 個人都市行政調査及び委員会都市行政調査については、調査予定地域及び本市を対象に、都道府県をまたぐ移動の自粛要請が出ていない場合に限り、実施できることとする。

ステージⅢ

道内発生期＜新規感染者発生＞

- ・ 国や北海道の動向を注視し、情報収集を行う。
- ・ 傍聴者には、後日感染者が判明した場合に追跡調査ができるよう、住所、氏名等

の記入について協力を依頼するほか、体調不良の方は傍聴を控えてもらう。

ステージⅣ－１

管内発生期（散发期～警戒強化期）＜新規感染者発生＞

- ・ 北海道や管内の動向を注視し、情報収集を行う。
- ・ 市対策本部等から北海道が公表した情報より詳細な情報提供があった場合、議員に情報を提供する。
- ・ 議員は、市が感染症対策の対応に専念できるよう、市に対し伝えるべきと判断した意見・要望、問合せについては、緊急を要する場合を除いて行わないよう配慮する。
- ・ 傍聴席の密集・密接を避けるため、インターネット中継等でも視聴できることを積極的に周知するとともに、一定数以上の傍聴者が来た場合は、全員協議会室等でのモニターを通じた傍聴を依頼する。
- ・ 市民の新規感染者発生が判明した場合、議長は、必要に応じて副議長、議会運営委員会正副委員長を招集し、「帯広市議会新型インフルエンザ等対策会議（以下「市議会対策会議」）役員会」を開催し、市議会における対策等について協議する。

ステージⅣ－２

管内発生期（対策強化期）＜市内がまん延防止等重点措置区域又は緊急事態措置区域に該当時＞

- ・ 議長は、必要に応じて市議会対策会議を設置する。なお、市議会対策会議の構成は、正副議長及び議会運営委員会委員とする。
- ・ 会議日程の短縮、変更等について検討する。
- ・ 本会議及び委員会の傍聴の自粛を要請する。

ステージⅣ－３

管内発生期（行動制限期）＜市内に強い行動制限等の発令時＞

- ・ 本会議及び常任委員会等（議会運営委員会を除く）の開催について検討する。

ステージⅤ

小康期

- ・ ステージⅢの対応と同様とし、今後の感染拡大に備える。

３ 感染予防対策

議員は、次のことに留意し感染予防に努めるものとする。

- (１) 手洗い・消毒、咳エチケットの徹底
- (２) マスクの着用
- (３) 「密閉・密集・密接（３つの密）」の回避
- (４) 定期的な検温など、健康状態の把握
- (５) その他新型インフルエンザ等の感染予防に有効とされる対策

4 発症した場合（疑い含む）の措置

議員は、新型インフルエンザ等の発生期において、発熱・咳・倦怠感など当該感染症に特徴的な症状がみられる場合は自宅療養を行い、速やかに議長（議会事務局）に報告する。

なお、新型コロナウイルス感染症を発症した場合（疑い含む）及び保健所より濃厚接触者とされた場合は、行動フロー図（図2）のとおり行動する。

5 議会事務局の対応

議会事務局は、帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画及び帯広市新型インフルエンザ等対策業務継続計画に基づき業務を行うとともに、以下の業務を行う。

- （1） 議長の指示に基づき、議会事務局は情報の収集・整理を行い、議長に把握した状況を速やかに報告するとともに、議員が発症した場合（疑い含む）は市対策本部に必要な情報を提供する。
- （2） 市対策本部等の構成員である議会事務局長は収集した情報等を、議員に帯広市議会防災LINE等にて提供する。
- （3） 議場等で会議を開催する際、出入口に消毒液を設置するなど感染予防の徹底に努めるとともに、議場及び委員会室等において「密閉・密集・密接（3つの密）」を避ける環境を整える。

6 その他

- （1） 新型インフルエンザ等の状況を確認しながら、見直しを適時行う。
- （2） この指針に定めがないものについては、議長が別に定める。

7 施行

この指針は、令和2年6月25日から施行する。

この指針は、令和2年10月26日から施行する。

この指針は、令和4年2月24日から施行する。

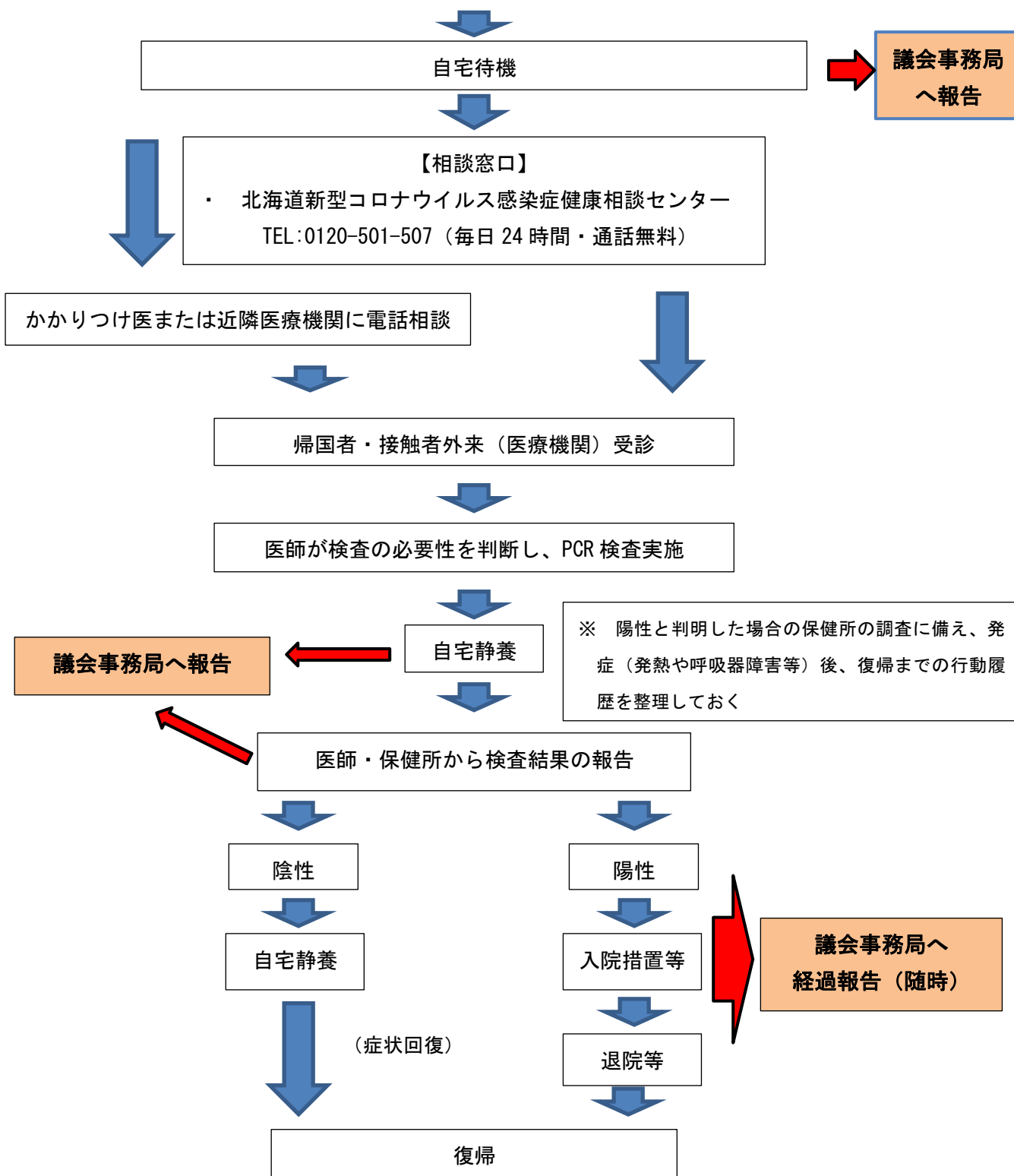
この指針は、令和4年6月8日から施行する。

【図 1 新型インフルエンザ等発生時における帯広市議会タイムライン】

ステージ		0	I	II	III	IV- 1	IV- 2	IV- 3	V	
フェーズ		未発生期	海外発生期	国内発生期	道内発生期	管内発生期			小康期	
						散发期～警戒強化期		対策強化期		行動制限期
帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画		未発生期	海外発生期	道内未発生期	道内発生早期	道内感染期			小康期	
新型コロナ感染症に関する北海道のレベル分類		0			1		3	4	－	
本会議	開催にあたって基本的な考え方	会議は基本的な感染対策を行いながら、原則通り開催				感染症予防対策を徹底して開催	議案審査を最優先とし、一般質問については中止するなど 会議日程の短縮、変更等について検討	開催について検討	レベルⅢと同様の対応	
予算・決算・議案審査特別委員会	開催にあたって基本的な考え方					感染症予防対策を徹底して開催	審査の効率化や審査日程の短縮など 会議日程の短縮、変更等について検討	開催について検討		
常任委員会 特別委員会 （閉会中）	開催にあたって基本的な考え方					感染症予防対策を徹底して開催	付託案件の審査は原則行うが、所管事務調査・理事者報告は中止するなど、委員と相談の上、委員長が実施の可否を判断	開催について検討		
	開催場所					常任委員会は原則特別委員会室で開催				
議会運営委員会	開催にあたって基本的な考え方					感染症予防対策を徹底して開催				
	開催場所					原則特別委員会室で開催				
会議開催全般	3密の解消					換気の徹底、説明員の入室の最小化、入室者の間隔確保				
	傍聴関係					氏名等記入依頼	ネット視聴の積極的周知	傍聴自粛要請、ネット視聴依頼		
	定足数を確保できないことが見込まれる場合						日程の変更、別日程での開催、特別委員会においては別委員の再指名、議会運営委員会においては同一会派からの委員外委員の出席依頼などにより対応			
帯広市議会 新型インフルエンザ等 対策会議	役員会 （議長、副議長、議運正副）									市民の発生判明時、議長の招集により必要に応じて開催
	対策会議					議長の招集により必要に応じて開催				
行政視察				調査予定地域と本市に、都道府県をまたぐ移動の自粛要請が出ていない場合、実施可						
議会事務局対応	消毒液確保		総務課提供依頼		総務課から提供を受け備蓄	各部屋入口に配備				
	情報収集（国・道・管内）		事務局で随時収集							
	市対策本部等からの情報提供					北海道が公表した情報より詳細な情報提供があった場合、防災LINE等で提供				

【図2 行動フロー図】

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある。
- ・ 発熱や咳など比較的軽い症状が4日以上続いている。



※ 濃厚接触者について

濃厚接触者に該当する場合は、議会事務局に報告する。また、感染者と接触後、国で定められた期間は、医療機関等の指示に従って行動することとし、外出は控える。